

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部を改正する件（案）について（概要）

厚生労働省労働基準局監督課

第1 改正の趣旨

- 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）は、自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、拘束時間、休息期間、運転時間等の基準を定めたもの。
- 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号。以下「働き方改革関連法」という。）による改正後の労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労働基準法」という。）に基づき、一般労働者の時間外労働については、月45時間・年360時間の限度時間及び臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間・単月100時間未満（休日労働を含む）・複数月平均80時間（休日労働を含む）の上限時間が設けられ、平成31年4月1日（中小企業については令和2年4月1日）から施行されている。

一方、自動車運転者の時間外労働については、労働基準法第140条の規定により、これらの適用は猶予され、令和6年4月1日から、上記の限度時間及び臨時的な特別な事情がある場合でも年960時間の上限時間が適用される。
- また、働き方改革関連法の参議院厚生労働委員会附帯決議（平成30年6月28日）において、過労死等の防止の観点から改善基準告示の総拘束時間等の改善を求められている。
- これらのこと等を踏まえ、改善基準告示の在り方について、労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会で検討が行われた結果、令和4年9月27日に同委員会で報告がとりまとめられ、同年10月11日に労働政策審議会労働条件分科会です承された。
- 本件は、当該報告の内容に沿って、改善基準告示の改正を行うもの。

第2 改正の概要

- 1 タクシー運転者にかかる拘束時間等の改正
 - (1) 日勤勤務に就く者の拘束時間及び休息期間についての改正
 - ア 1か月の拘束時間の上限について、現行の「299時間」を「288時間」に改める。
 - イ 1日の最大拘束時間について、現行の「16時間」を「15時間」に改めるとともに、1日についての拘束時間が14時間を超える回数をできるだけ少なくするよう努めるものとする。
 - ウ 勤務終了後の休息期間について、現行の「継続8時間以上」を「継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らない」に改める。
 - (2) 隔日勤務に就く者の拘束時間及び休息期間についての改正
 - ア 2暦日の拘束時間の上限について、現行の「21時間」を「22時間」に改めるとと

もに、2回の隔日勤務を平均して隔日勤務1回当たり21時間を超えないものとする。

イ 勤務終了後の休息期間について、現行の「継続20時間以上」を「継続24時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続22時間を下回らない」に改める。

(3) 車庫待ち等の自動車運転者で日勤勤務に就くものについての改正

労使協定により延長できる1か月の拘束時間の上限について、現行の「322時間」を「300時間」に改める。

(4) 車庫待ち等の自動車運転者で隔日勤務に就くものについての改正

現行の、労使協定により1か月の拘束時間を270時間まで延長し、一定の要件を満たす場合は、これに20時間を加えた時間まで延長することができるとしている規定について、当該規定中「20時間」を「10時間」に改める。

(5) 予期し得ない事象に遭遇した場合についての改正

事故、故障、災害等、通常予期し得ない事象に遭遇し、一定の遅延が生じた場合には、客観的な記録が認められる場合に限り、1日又は2暦日の拘束時間の規制の適用に当たっては、その対応に要した時間を除くことができることとする。ただし、対応に要した時間を含めて算出した時間が1日又は2暦日の拘束時間の限度を超えた場合には、勤務終了後、1日の勤務の場合には継続11時間以上、2暦日の勤務の場合には継続24時間以上の休息期間を与えるものとする。

2 ハイヤー運転者にかかる時間外労働に関する改正

労働基準法第36条に基づく時間外労働協定（以下「36協定」という。）の締結に当たり、その延長時間を1か月50時間、3か月140時間、1年450時間以内の時間とする等としていた規定について、1か月45時間、1年360時間を限度とし、臨時的な特別な事情がある場合であっても1年について960時間を超えない範囲内とする規定に改めるとともに、時間外・休日労働をできる限り短くするよう努めること及び勤務終了後に一定の休息期間を与えなければならないことを定める。

3 トラック運転者にかかる拘束時間等の改正

(1) 拘束時間及び休息期間についての改正

ア 拘束時間の上限について、現行の「1か月293時間（1年3,516時間）」を、「1か月284時間、1年3,300時間」に改めるとともに、労使協定により、1年について6か月までは1か月310時間、1年3,400時間まで延長することができるものとする。この場合において、1か月の拘束時間が284時間を超える月が3か月を超えて連続しないものとし、1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努めるものとする。

イ 1日の最大拘束時間について、現行の「16時間」を「15時間」に改めるとともに、自動車運転者の1週間における運行がすべて長距離貨物運送であり、かつ、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合（以下「長距離・

泊付き運行の場合」という。)には、当該1週間について2回に限り最大拘束時間を16時間とすることができるものとする。拘束時間を延長する場合であっても、1日についての拘束時間が14時間を超える回数をできるだけ少なくするよう努めるものとする。

ウ 勤務終了後の休息期間について、現行の「継続8時間以上」を「継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らない」に改めるとともに、長距離・泊付き運行の場合には、当該1週間について2回に限り、継続8時間以上とすることができるものとする。この場合において、一の運行終了後、継続12時間以上の休息期間を与えるものとする。

(2) 連続運転時間についての改正

ア 貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の連続運転時間に関し、現行の「1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう」としている規定について、当該規定中「連続10分」を「おおむね連続10分」に改めるとともに、当該運転の中断については原則として休憩を与えるものとする。

イ サービスエリア、パーキングエリア等に駐車又は停車できないことにより、やむを得ず連続運転時間が4時間を超える場合には、これを4時間30分まで延長することができるものとする。

(3) 予期し得ない事象に遭遇した場合についての改正

事故、故障、災害等、通常予期し得ない事象に遭遇し、一定の遅延が生じた場合には、客観的な記録が認められる場合に限り、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)及び連続運転時間の規制の適用に当たっては、その対応に要した時間を除くことができることとする。勤務終了後の休息期間は、継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らないものとする。

(4) 拘束時間及び休息期間の特例についての改正

ア 休息期間の分割の特例

業務の必要上、勤務終了後、継続9時間以上(長距離・泊付き運行の場合は継続8時間以上)の休息期間を与えることが困難な場合には、次のいずれも満たすものに限り、当分の間、一定期間(1か月程度を限度とする)における全勤務回数数の2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。

- ・ 分割された休息期間は、1回当たり継続3時間以上とし、2分割又は3分割とすること。
- ・ 1日において、2分割の場合は合計10時間以上、3分割の場合は合計12時間以上の休息期間を与えなければならないこと。
- ・ 休息期間を3分割とする日が連続しないよう努めるものとする。

イ 2人乗務の特例

自動車運転者が1台の自動車に2人以上乗務する場合であって、車両内に身体を

伸ばして休息することができる設備があるときは、最大拘束時間を 20 時間まで延長し、休息期間を 4 時間まで短縮することができるものとする。

ただし、当該設備がベッド又はこれに準ずるものとして厚生労働省労働基準局長が定める設備に該当し、勤務終了後継続 11 時間以上の休息期間を与える場合は、最大拘束時間を 24 時間まで延長することができるものとし、この場合において 8 時間以上の仮眠時間を与える場合には、当該拘束時間を 28 時間まで延長することができるものとする。

ウ 隔日勤務の特例

業務の必要上、やむを得ない場合には、当分の間、2 暦日の拘束時間が 21 時間を超えず、かつ、勤務終了後、継続 20 時間以上の休息期間を与える場合に限り、自動車運転者を隔日勤務に就かせることができるものとする。

ただし、厚生労働省労働基準局長が定める施設において、夜間に 4 時間以上の仮眠時間を与える場合には、2 週間の拘束時間が 126 時間を超えない範囲で、2 週間について 3 回を限度に、当該 2 暦日における拘束時間を 24 時間まで延長することができるものとする。

エ フェリーに乗船する場合の特例

自動車運転者が勤務の途中においてフェリーに乗船する場合、フェリーに乗船している時間は、原則として、休息期間として取り扱うものとし、休息期間とされた時間を与えるべき休息期間の時間から除くことができるものとする。

ただし、当該時間を除いた後の休息期間は、イに掲げる場合を除き、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の 2 分の 1 を下回ってはならないものとする。

4 バス運転者にかかる拘束時間等の改正

(1) 拘束時間及び休息期間についての改正

ア 1 か月の拘束時間の基準を新たに設け、次の (ア) 又は (イ) のいずれかの基準を遵守することとする。

(ア) 1 か月の拘束時間

1 か月の拘束時間が 281 時間、1 年の拘束時間が 3,300 時間を超えないものとする。

ただし、貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、乗合バスに乗務する者（一時的な需要に応じて追加的に自動車の運行を行う営業所において運転の業務に従事する者に限る。）、高速バスに乗務する者及び貸切バスに乗務する者（以下「貸切バス等乗務者」という。）については、労使協定により、年間 6 か月までは 1 か月の拘束時間を 294 時間まで、1 年の拘束時間を 3,400 時間まで延長することができるものとする。この場合において、1 か月の拘束時間が 281 時間を超える月が 4 か月を超えて連続しないものとする。

(イ) 4 週間を平均し 1 週間当たりの拘束時間

4週間を平均し1週間当たりの拘束時間が65時間、52週間の拘束時間が3,300時間を超えないものとする。

ただし、貸切バス等乗務者については、労使協定により、52週間のうち24週間までは4週間を平均し1週間当たり68時間まで、52週間の拘束時間を3,400時まで延長することができるものとする。この場合において、4週間を平均し1週間当たりの拘束時間が65時間を超える週が16週間を超えて連続しないものとする。

イ 1日の拘束時間及び休息期間についての改正

(ア) 1日の最大拘束時間について、現行の「16時間」を「15時間」に改めるとともに、1日についての拘束時間が14時間を超える回数をできるだけ少なくするよう努めるものとする。

(イ) 勤務終了後の休息期間について、現行の「継続8時間以上」を「継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らない」に改める。

(2) 連続運転時間についての改正

ア 高速バス及び貸切バスの高速道路（貸切バスの夜間運行にあっては、高速道路以外も含む。）の実車運行区間における連続運転時間は、おおむね2時間までとするよう努めるものとする。

イ 緊急通行車両等、他の車両の通行の妨げを回避するなど、運行計画上予定していた場所で駐車又は停車しているときに軽微な移動を行う必要がある場合には、当該必要が生じたことに関する記録が認められる場合に限り、一の連続運転時間当たり30分を限度として連続運転時間から除くことができることとする。

(3) 予期し得ない事象に遭遇した場合についての改正

事故、故障、災害等、通常予期し得ない事象に遭遇し、一定の遅延が生じた場合には、客観的な記録が認められる場合に限り、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）及び連続運転時間の規制の適用に当たっては、その対応に要した時間を除くことができることとする。勤務終了後の休息期間は、継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らないものとする。

(4) 拘束時間及び休息期間の特例についての改正

ア 休息期間の分割の特例

業務の必要上、勤務終了後、継続9時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間（1か月を限度とする）における全勤務回数²の2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後の2回に分割して与えることができるものとする。この場合において、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計11時間以上でなければならないものとする。

イ 2人乗務の特例

自動車運転者が1台の自動車に2人以上乗務する場合であって、車両内に身体を伸ばして休息することができる設備があるときは、次に掲げるところにより、最大

拘束時間を延長し、休息期間を短縮することができる。

(ア) 当該設備が運転者の専用の座席であり、かつ、厚生労働省労働基準局長が定める要件を満たす場合は、最大拘束時間を 19 時間まで延長し、休息期間を 5 時間まで短縮することができるものとする。

(イ) 当該設備としてベッドが設けられている場合その他運転者の休息のための措置として厚生労働省労働基準局長が定める措置が講じられている場合は、最大拘束時間を 20 時間まで延長し、休息期間を 4 時間まで短縮することができるものとする。

ウ 隔日勤務の特例

業務の必要上、やむを得ない場合には、当分の間、2 暦日の拘束時間が 21 時間を超えず、かつ、勤務終了後、継続 20 時間以上の休息期間を与える場合に限り、自動車運転者を隔日勤務に就かせることができるものとする。

ただし、厚生労働省労働基準局長が定める施設において、夜間に 4 時間以上の仮眠時間を与える場合には、2 週間の拘束時間が 126 時間を超えない範囲で、2 週間について 3 回を限度に、当該 2 暦日における拘束時間を 24 時間まで延長することができるものとする。

エ フェリーに乗船する場合の特例

自動車運転者が勤務の途中においてフェリーに乗船する場合、フェリーに乗船している時間は、原則として、休息期間として取り扱うものとし、休息期間とされた時間を与えるべき休息期間の時間から除くことができる。

ただし、当該時間を除いた後の休息期間は、イに掲げる場合を除き、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の 2 分の 1 を下回ってはならないものとする。

5 その他

適用される労働基準法等の規定を参照できるように、使用者及び労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者は、36 協定をする場合において、

- ・ 労働基準法に基づき月 45 時間・年 360 時間の限度時間及び臨時的な特別な事情がある場合でも年 960 時間の上限時間が適用されること、
- ・ 労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針（平成 30 年厚生労働省告示第 323 号）に定める事項について十分留意しなければならないことを明記する等、所要の改正を行う。

第 3 根拠条項

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 36 条

第 4 適用期日等

告示日：令和 4 年 12 月下旬（予定）

適用日：令和 6 年 4 月 1 日